

平成25年(健)第1436号

平成26年7月31日判決

主文

a 健康保険組合理事長が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対してした後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)及び法第53条の規定に基づくa健康保険組合(以下「保険組合」という。)規約(以下「規約」という。)第61条の規定による延長傷病手当金付加金(以下、傷病手当金と併せ、「傷病手当金等」という。)の支給を求めるといふことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、適応障害、うつ状態(以下、併せて「既決傷病」という。)の療養のため労務不能であったとして、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間(以下「本件受給期間A」という。)について傷病手当金を受給し、また、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間(以下「本件受給期間B」という。)及び同年○月○日から平成○年○月○日までの期間(以下「本件受給期間C」という。)について、それぞれ延長傷病手当金付加金を受給した。

2 請求人は、気分障害(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間①」という。)、同月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間②」という。)、同月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間③」という。)、同月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請

求期間④」という。)及び同年○月○日から平成○年○月○日までの期間(以下「本件請求期間⑤」といい、本件請求期間①、同②、同③、同④と併せて、「本件請求期間」という。)について、平成○年○月○日(受付)、保険組合理事長に対し、傷病手当金等の支給を請求した(以下、この請求を「本件請求」という。)

3 保険組合理事長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、本件請求について、傷病手当金の支給期間(1年6ヶ月)並びに延長傷病手当金付加金の支給期間(傷病手当金の支給期間満了日の翌日から起算して1年6ヶ月)の限度を超えた請求であるためとして、傷病手当金等を支給しない処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項に「被保険者が療養のために労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する。」、同条第2項には、「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定されている。

また、法第53条には、保険者が健康保険組合である場合においては、傷病手当金に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができると規定されており、健康保険組合は、独自の付加給付を行うことができるとされているところ、規約第61条第1項に、「法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が法第99条第2項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一

の疾病または負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときはその労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、……を支給する。」と定められ、同条第5項には、「延長傷病手当金付加金は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関し、傷病手当金の支給開始後3年の範囲で、延長傷病手当金付加金の支給をはじめた日から起算して1年6月を経過したときは、支給しない。」と定められている。

2 本件の場合、前記第2の2記載の理由によりなされた原処分に対し、請求人は、本件請求傷病と既決傷病には同一性が認められないと主張しているのであるから、本件の当面の問題点は、本件請求傷病と既決傷病との同一性であり、それらが同一傷病と認められる場合には、本件支給期間終了翌日の平成〇年〇月〇日から本件請求期間開始前日の平成〇年〇月〇日までの〇年〇か月間（以下「本件検討期間」という。）に、いわゆる社会的治癒と認められる期間があったかどうかということになる。

3 本件請求傷病と既決傷病との同一性について判断する。

請求人にかかる傷病手当金・傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金請求書の医師記入欄（以下「医師記入欄」という。）（b病院（以下「b病院」という。）・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日付本件請求期間①、平成〇年〇月〇日付本件請求期間②、本件請求期間③、c病院・B医師作成の平成〇年〇月〇日付本件請求期間④、本件請求期間⑤のもの）（本件請求期間①にかかる医師記入欄を「医師記入欄①」といい、以下、これに倣う。）によれば、傷病名を本件請求傷病とした上で、医師記入欄①、同②及び同③は、初診日を「平成〇年〇月〇日」、発病又は負傷の原因を「不詳」、発病又は負傷の年月日を「平成〇年〇月〇日」、労務不能と認めた期間を、それぞれ、本件請求期間①、同

②、同③として、傷病の主状態および経過概要は、本件請求期間①について、「抑うつ気分、自発性の欠如、自信喪失の症状が出現する。」、本件請求期間②について、「抑うつ気分、就労意欲の減退、及び自律神経症状による。」、本件請求期間③について、「抑うつ気分、就労意欲の減退及び全身倦怠等を認める。」と記載され、医師記入欄④、同⑤は、初診日を「平成〇年〇月〇日」、発病又は負傷の原因を「ストレス」、発病又は負傷の年月日を「平成〇年〇月頃」、労務不能と認めた期間を、それぞれ本件請求期間④、同⑤とし、傷病の主状態および経過概要は、本件請求期間④について、「平成〇年〇月頃から不眠、不安、抑うつ気分、意欲低下倦怠感、食欲低下を認める。そのため、平成〇年〇月〇日に当院を初診。薬物・精神療法を行っている。」、本件請求期間⑤について、「平成〇年〇月頃から不眠、不安、抑うつ気分、意欲低下倦怠感、食欲低下を認める。そのため、平成〇年〇月〇日から当院で外来加療を行っている。症状は、持続している。」とされている。また、本件支給期間にかかる医師記入欄によれば、d病院（以下「d病院」という。）・C医師作成の医師記入欄には、労務不能と認めた期間を平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとして、傷病の主状態および経過概要は、うつ気分、意欲減退、興味・関心の低下、不安、苛々、不眠等を認め、通院加療中であり、労務不能と認めた期間を平成〇年〇月〇日から同月〇日までとして、傷病の主状態および経過概要は、うつ気分、意欲減退、興味・関心の低下、苛々、不眠等を認め通院加療中であり、労務不能と認めた期間を平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとして、傷病の主状態および経過概要は、うつ気分は改善しているが、意欲減退、興味・関心の低下、不眠等を認め通院加療中であるとされ、労務不能と認めた期間を平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとして、傷病の主状態および経過概要は、うつ気分は改善しつつある

が、変動しており、意欲減退、興味・関心の低下、不活発、不眠等を認め、通院加療中であるとし、労務不能と認めた期間を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、傷病の主状態および経過概要は、意欲減退、興味・関心の低下、自信喪失、不安、不眠等を認め通院加療中である等とされ、労務不能と認めた期間を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとして、傷病の主状態および経過概要は、意欲減退、うつ気分、不安、自信喪失、不眠等があり、症状は改善しつつあるものの、同様の症状が継続していた旨等が記載されている。

また、d病院作成の平成〇年〇月分から平成〇年〇月分まで、平成〇年〇月分の請求人に係る診療報酬明細書によれば、請求人は、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする既往傷病の傷病名で、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、毎月欠かさずd病院の外来を受診し、通院精神療法(病院)あるいは通院・在宅精神療法(病院)(30分未満)を受けており、e病院(以下「e病院」という。)作成の請求人に係る平成〇年〇月分の診療報酬明細書によれば、d病院に通院中の同月1日には、e病院を受診して「うつ病」と診断されている。さらに、b病院作成の請求人に係る平成〇年〇月分から同年〇月分までの診療報酬明細書、c病院作成の平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの請求人に係る診療報酬明細書によれば、請求人は、同年〇月〇日にb病院を受診し、持続性気分障害、うつ病と診断され、通院精神療法、薬剤の処方を受け、同年〇月〇日には、c病院を受診し、うつ病の診断のもと通院精神療法、薬剤の処方を受けている。そうして、保険組合の照会に対するA医師作成の平成〇年〇月〇日付「健康保険被保険者の症状等について(回答)」によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に「精神的に落ちこむようなことを云われたもので、ゆううつな気分になる」と訴え、平成〇年〇月〇日まで5回来通院し、それ以

降は通院していないとされている。また、治療しながら就労することが可能であったかどうかについての照会に対して、A医師は、請求人が外来を中断しているので教示不能であり、さらに、平成〇年〇月に受診時と今回発症した傷病との関連については、「同一傷病と考えます。」と判断している。

以上の各資料によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日を診療開始年月日とする既往傷病のために平成〇年〇月ころまでd病院で加療を受けていたが、平成〇年〇月〇日にe病院を受診し、「うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日には、b病院を受診し、「持続性気分障害」、「うつ病」と診断され、同年〇月〇日には、c病院を受診し、「うつ病」の診断を受け、それ以降は、c病院で「うつ病」のために治療を受けている。そうして、本件受給期間における主な状態は、うつ気分、意欲減退、興味・関心の低下、不活発、自信喪失、不安、苛々、不眠などの多彩な精神症状があり、経過中にうつ気分が一時的に改善することもあったが、平成〇年〇月〇日には「うつ病」、その後の平成〇年〇月〇日に「持続性気分障害」、「うつ病」、同年〇月〇日に「うつ病」と診断されていることが認められる。そうして、本件請求期間における主な状態は、本件受給期間においてみられた症状とほぼ同様であり、抑うつ気分、自発性の欠如、自信喪失、就労意欲の減退、自律神経症状、全身倦怠感、不眠、不安、食慾低下などの精神症状が継続していたとされ、本件受給期間及び本件請求期間における請求人の主症状は共通であり、本件受給期間と本件請求期間における診断名に違いがあるものの、これらは連続する同一傷病と認めることができる。なお、医学的観点から気分(感情)障害の臨床経過をみると、気分障害、持続性気分障害、躁うつ病、うつ病などを含む気分(感情)障害の診断の前駆症状として、精神病の病態を呈しない神経症、適応障害あるいはうつ状態などと診断されて経過を

観察されることは多く、その時々の変現型は異なるものの、主たる病態には共通の要素が多く、これらは関連する同一傷病とするのが相当である。

ところで、社会保険の運営上、医学的には傷病が完全に治癒せず継続していても、傷病の経過中に相当の期間、治療を受けることなく、また、安定して就労がなされているなど、支障なく通常の社会生活を送っていた期間が存在する場合には、これをいわゆる社会的治癒に相当する期間と認め、その期間の後に、初めて受診した日をもってその傷病の初診日とする取扱いがなされている。本件の場合をみると、請求人は、本件検討期間（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間）における受診状況をみると、平成〇年〇月、平成〇年〇月にそれぞれ1回のみ外来通院していることが認められるが、その間定期的な受診はなく、薬剤の処方も受けていない。また、就業台帳（平成〇年〇月度から平成〇年〇月度まで）及び被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、本件検討期間について、平成〇年〇月（年休9日）、〇月（年休7日）、平成〇年〇月（年休18日）、平成〇年〇月（年休5日）及び〇月（年休13日）を除いては、通常に勤務ができ、それに対する給与・賞与が支払われていることが認められることから、本件検討期間については、いわゆる社会的治癒と認め得る期間が存在していたというべきである。そうすると、当該傷病に係る初診日は、いわゆる社会的治癒後に初めて医療機関を受診した平成〇年〇月〇日と認めるのが相当であるから、本件請求は、傷病手当金の支給期間及び延長傷病手当金付加金の支給期間の限度を超えた請求であるということではできない。

- 4 そうすると、本件請求期間について傷病手当金等を支給しないとす前記第2の3記載の原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。